

屋外広告物の掲出に 必要な許可手続きについて

ルールを守って美しく、安全なまちづくり



パークシティ
『公園都市・かかみがはら』に
ふさわしい景観づくりに向けて…

I 屋外広告物とは

●いろいろな屋外広告物



野立広告



屋上広告



壁面広告



突出広告



立看板



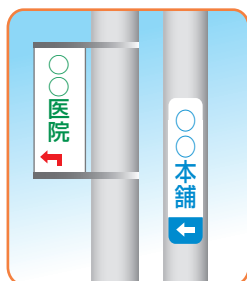
はり紙・はり札



広告幕(網)



アドバルーン



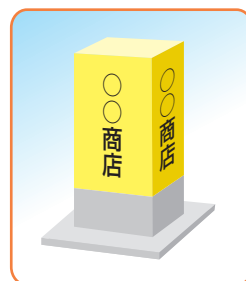
電柱広告



のぼり旗



アーチ



置看板

営利・非営利を問わず「屋外広告物」と呼ばれます。

●次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」です(以下「広告」と表記)

- ① 常時又は一定の期間継続して表示
・ 散布されるビラやチラシは屋外広告ではありません。
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示

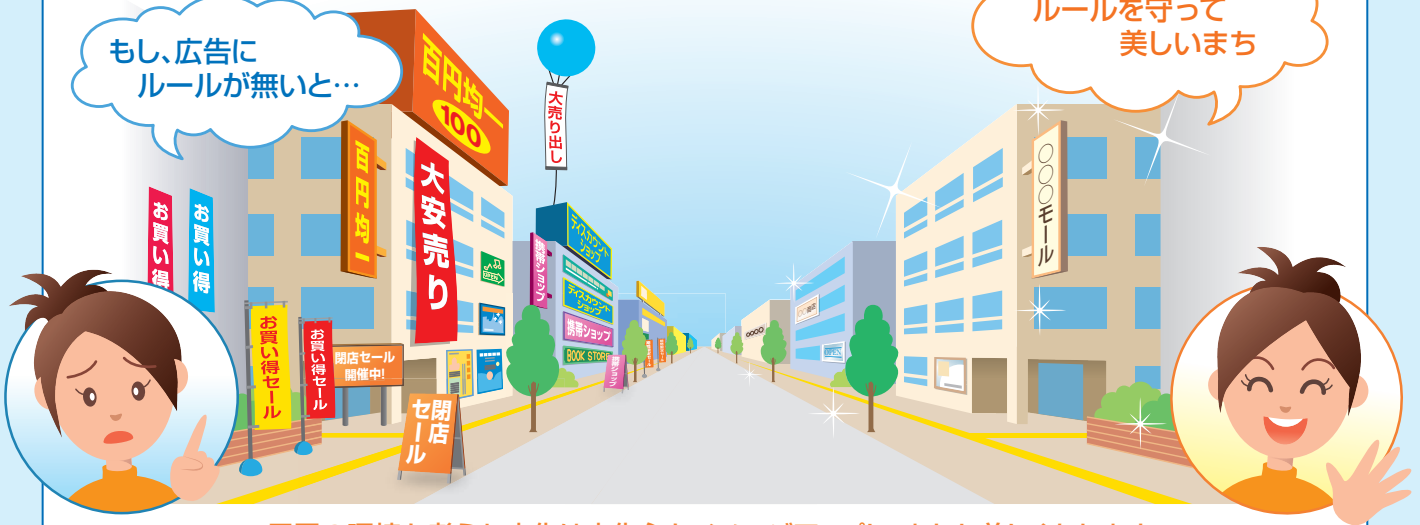


Ⅱ ルールを守って美しいまちづくりを!

●なぜ、広告にルールが必要なのでしょう?

もし、広告に
ルールが無いと...

ルールを守って
美しいまち



周囲の環境を考えた広告は広告主をイメージアップし、まちも美しくなります。
ルールを守って、より美しいまちにしましょう。

●地域により広告のルールに違いがあります



禁止地域

厳しく規制されています。



許可地域

緩やかに規制されています。



重点風景地区及び景観地区

特に重点的な景観形成を図る地区です。
広告掲出に、さまざまな約束事があります。

各務原市では、広告を掲出する場合には、原則全域で許可が必要です。(※注1)

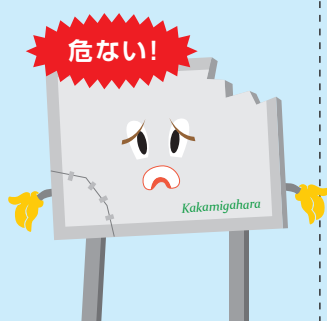
許可には手数料がかかり、有効期限が定められています。
あらかじめ許可を受けてから
着工して下さい。



詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

●下記のようにルールを守らない広告は掲出できません

壊れているなどの
危険なもの



信号などを隠して
いるもの



街路樹など



電話ボックスに
はり紙など



※注1 許可が不要な場合があります、詳しくはお問い合わせ下さい。

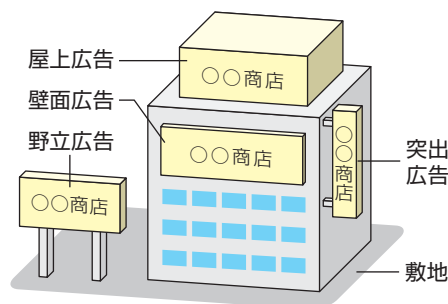
許可の個別基準 ・ 広告は、その種類により表示面積や高さなどのルールがあります



禁止地域の基準

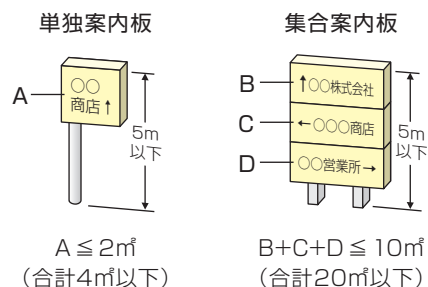
自家広告

表示面積：1事業所等あたり合計50㎡以下
(野立広告 + 屋上広告 + 壁面広告 + 突出広告 ≤ 50㎡)
その他、広告の種類に応じて、許可地域における掲出基準(p.4)を満たしていること。



案内広告、道標等

表示面積：1面2㎡以下、合計4㎡以下
集合看板：1面10㎡以下、合計20㎡以下
高 さ：5m以下
その他、広告の種類に応じて、許可地域における掲出基準(p.4)を満たしていること。



その他

広告の種類を問わず、掲出することができない。

自家広告と案内広告

自家広告とは

自分の情報(お店の名前や商品の名前・営業の内容など)を知らせるために自分の住所(お店や営業所など)に出すものです。



案内広告とは

自分の情報(お店の場所や方向、連絡先など)を知らせるため付近に出すものです。





許可地域の基準

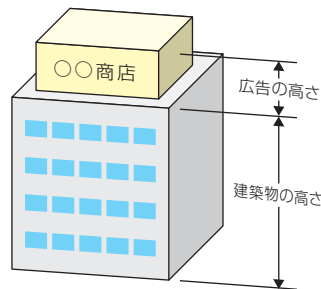
自家広告

野立広告

表示面積：1個50㎡以下、高さ：15m以下

屋上広告

個数：1つの建物に1個(堅固な建物の場合は制限無し)
表示面積：1個20㎡以下(堅固な建物の場合は制限無し)
高さ：地面から広告の掲出箇所までの高さの2/3以下

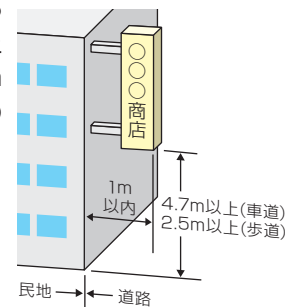


壁面広告

表示面積：1個30㎡以下(堅固な建物の場合は制限無し)
かつ同一壁面広告面積合計が壁面の1/2以下

突出広告

個数：1壁面につき1個(堅固な建物の場合は制限無し)
表示面積：1個20㎡以下(堅固な建物の場合は制限無し)
下端の高さ：歩道上は地面から2.5m以上・車道上は地上から4.7m以上、道路上への出幅は1m以下

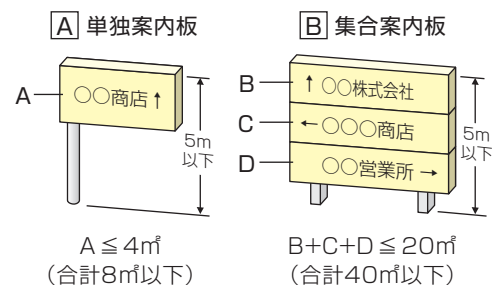


案内広告

野立広告

道路及び鉄道で市長が指定する区域		その他の区域
市街化調整区域	市街化区域	
[A] 表示面積：1面 4㎡以下、 合計8㎡以下 [B] 集合看板：1面 20㎡以下、 合計40㎡以下 高さ：5m以下	[C] 表示面積：1面 20㎡以下、 合計40㎡以下 高さ：広告塔15m以下、 その他10m以下	

屋上広告、壁面広告、突出広告については、自家広告の基準と同じです。

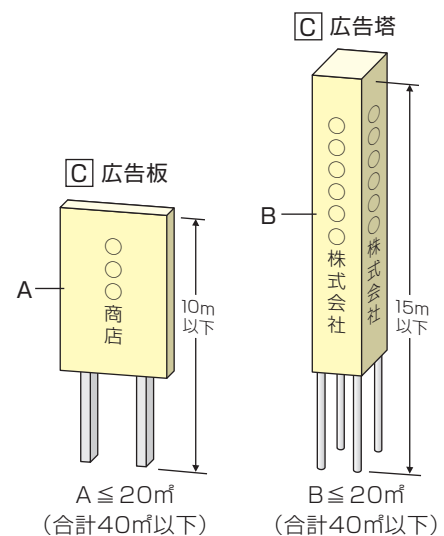


その他広告

野立広告

道路及び鉄道で市長が指定する区域		その他の区域
市街化調整区域	市街化区域	
表示面積：1面 20㎡以下、 合計40㎡以下 高さ：広告塔15m以下、 その他10m以下 路線からの距離：30m以上 広告物相互間距離：50m以上	[C] 表示面積：1面 20㎡以下、 合計40㎡以下 高さ：広告塔15m以下、 その他10m以下	

屋上広告、壁面広告、突出広告については、自家広告の基準と同じです。



※上記以外(立看板/はり紙/はり札/広告幕/広告網/アドバルーン/電柱広告/街灯広告など)の個別基準はお問い合わせ下さい。



重点風景地区の基準

地区名		基準										注意事項					
		自家広告							案内広告								
		屋上広告		野立広告		壁面広告		突出広告		合計表示面積	野立広告						
		表示面積	高さ	表示面積	高さ	表示面積	面積割合	表示面積	高さ		表示面積		高さ				
1	中山道鵜沼宿	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計10㎡以下	禁止		左記以外の 広告は 禁止				
2	おがせ池①																
3	木曽川河畔①																
4	旗本徳山陣屋																
5	中山道新加納立場①																
6	加佐美神社①																
7	都心ルネサンス①																
8	市民会館周辺②																
9	宝積寺①																
10	河跡湖公園①																
11	三井山①																
13	(仮称)新愛岐大橋周辺	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計30㎡以下	禁止						
14	坂祝バイパス沿線 (市街化調整区域①)																
15	河川内																
36	ごんぼ積①																
38	木曽川河畔上流①																
40	前渡東町①																
12	各務原大橋通り沿線①		禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる										合計10㎡以下	1面 2㎡以下 合計 4㎡以下	5m以下	
16	渡橋周辺																
17	河川沿い(市街化調整区域②)																
18	三井山②																
37	ごんぼ積②																
19	おがせ池②	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計30㎡以下	1面 2㎡以下 合計 4㎡以下	5m以下					
20	木曽川河畔②																
21	中山道新加納立場②																
22	加佐美神社②																
23	市民会館周辺①																
24	宝積寺②																
25	河跡湖公園②																
26	エーザイ川島工園																
27	愛岐大橋周辺																
28	河田橋周辺																
39	木曽川河畔上流②																
41	前渡東町②																
45	前渡西町																
29	河川沿い及び坂祝バイパス沿線 (市街化区域①)	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計30㎡以下	1面 4㎡以下 合計 8㎡以下	5m以下					
29	河川沿い (主要幹線沿い区域)																
42	各務原大橋通り沿線②																
30	都心ルネサンス②	1建築物 1個 かつ 20㎡以下	掲出箇所の 高さの 2/3以下	各務原市 屋外広告物 条例に準ずる	1個 30㎡ 以下	建物 同一壁面 の 1/2以下	1壁面 1個 かつ 20㎡以下	各務原市 屋外広告物 条例に準ずる									
31	鵜沼駅前																
32	河川沿い及び坂祝バイパス沿線 (市街化区域②)																
33	岐阜各務原IC周辺②																
43	各務原大橋通り沿線③	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計50㎡以下	1面2㎡以下 合計4㎡以下	5m以下					
34	岐阜各務原IC周辺①																
35	権現山東部		禁止	【企業名板】 高さ:1.5m以下 敷地出入口周辺 (4mのみ) (幅4.5m以下)	1壁面のみ1個 壁面全体は禁止 1字1辺80cm以下	禁止			禁止								
46	各務山西部																
44	中山道新加納立場③	禁止	1面2㎡以下 他の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる							合計4㎡以下	禁止						

広告規制図

景観地区の取り決め

A テクノプラザ

自家広告〔企業名板〕(野立広告)・・・敷地出入口周辺、高さ1.5m以下 (景観協定)
自家広告(壁面広告)・・・・・・・・・・・・・壁面全体は禁止、1字1辺80cm以下、主たる出入口周辺
その他広告・・・・・・・・・・・・・禁止

基準

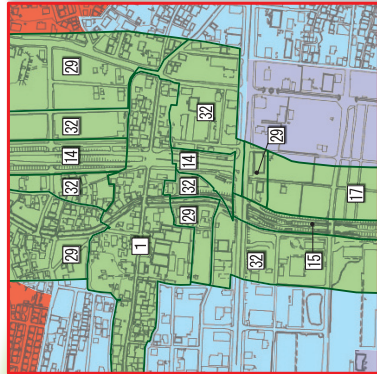
B グリーンランド橋山

自家広告(屋上広告)は禁止)・・・・・・・・・・・・・1面2㎡以下、合計4㎡以下 (景観形成ガイドライン)
その他広告・・・・・・・・・・・・・禁止

基準

C 各務山西部 (重点風景地区)

基準 5P 46 参照



岐阜市

岐阜市

笠松町

愛知県

関市

坂祝町

石井町

岐阜市

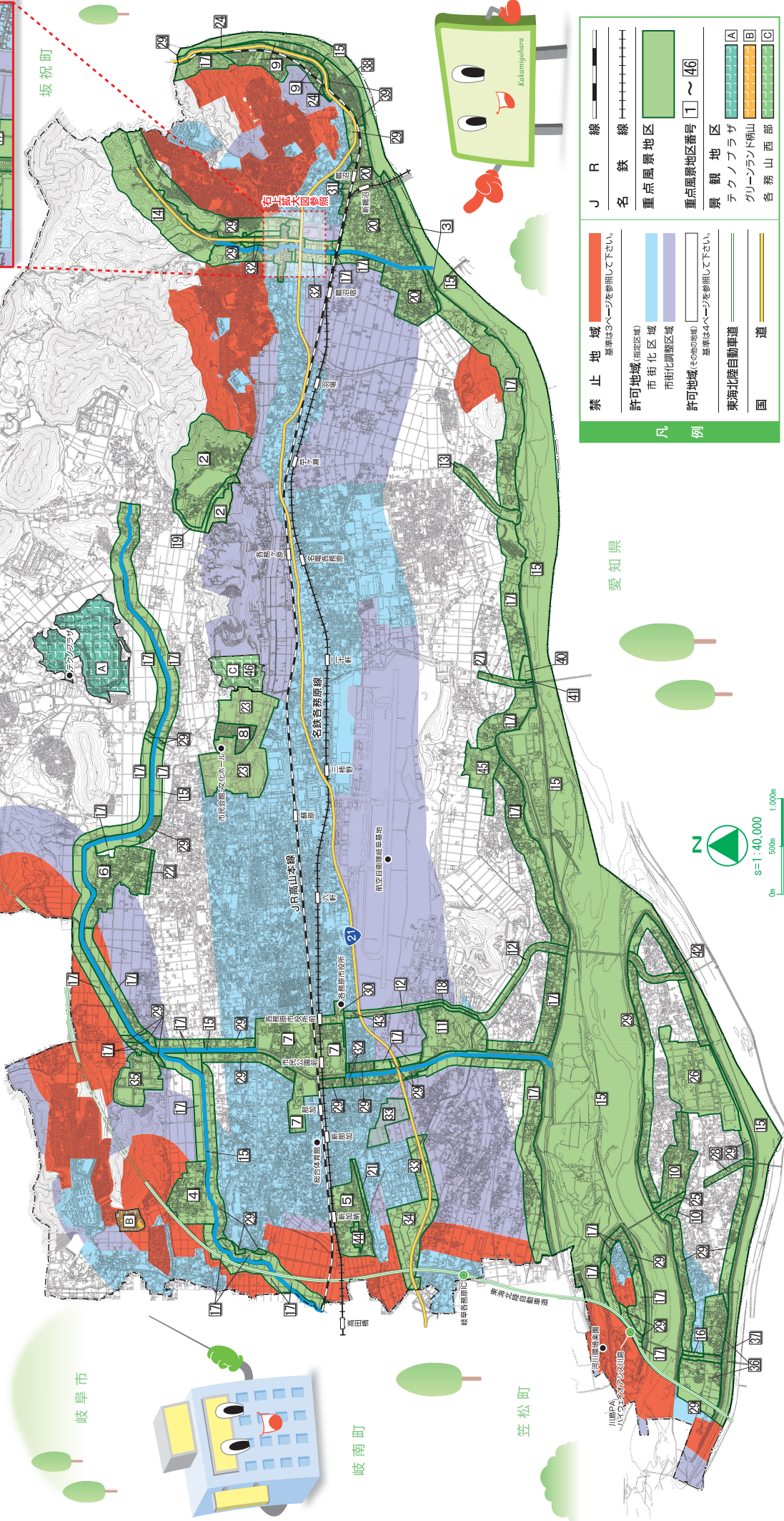
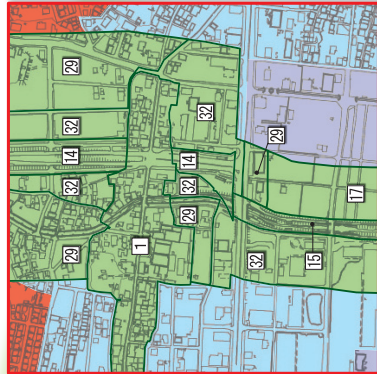
笠松町

愛知県

関市

坂祝町

石井町



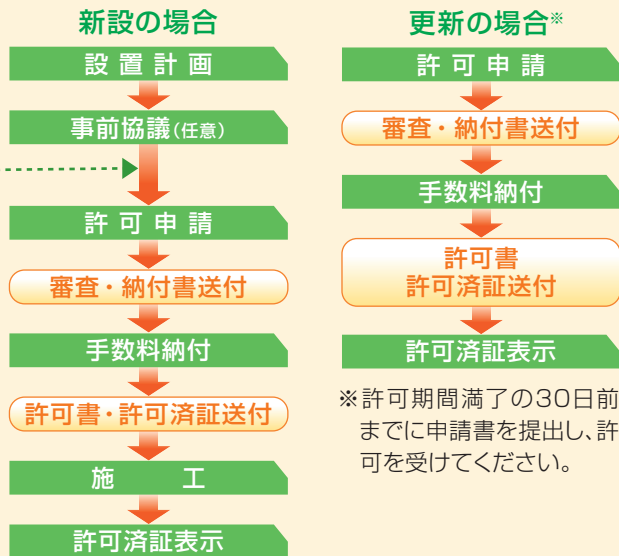
禁止地域	基準は3ページを参照して下さい。
許可地域	市街化区域 市街化調整区域 その他の地域 基準は4ページを参照して下さい。
景観地区	重点風景地区番号 1 ~ 46
グリーンランド橋山	景観地区番号 A B C
国	道

J R 線	名鉄線
重点風景地区	重点風景地区番号 1 ~ 46
景観地区	景観地区番号 A B C
グリーンランド橋山	景観地区番号 A B C
国	道

屋外広告の手続き・罰則について

許可申請手続き

手続きの流れ

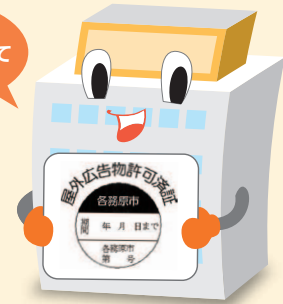


■ 新設の許可申請に必要な書類

- 屋外広告物許可申請書(第1号様式)
- 添付書類(位置図・形状・寸法 など)

必ず許可を受けてから着工してください。
許可を受けた広告には、許可済証を貼付しなければなりません。

許可を受けて
正しく設置して
下さい。



■ 除却した場合

- 屋外広告改修・移転・除却届出書(第8号様式)を提出して下さい。

	条 件	手続き内容	問い合わせ先
関連する手続き	広告の高さが4mを超える場合	建築確認が必要です。(確認申請には許可書の写しが必要です。)	建築指導課
	広告を道路に出す場合 (道路上空を含みます)	道路を使う許可が必要です。	道路管理者 各務原警察署
	そ の 他	自然公園内では、広告が制限されている場合があります。 風俗特殊営業の広告は設置場所が制限されています。	岐阜県 岐阜地域環境室 環境保全係 各務原警察署

許可期間・手数料

広告の種類	区 分	許 可 期 間	手 数 料
野立広告 屋上広告 壁面広告 突出広告	照明電飾付き 表示面積5㎡につき(端数切り上げ)	1年	1,200円
		2年	1,700円
		3年	1,800円
	照明電飾なし 表示面積5㎡につき(端数切り上げ)	1年	900円
		2年	1,300円
		3年	1,400円
立 看 板	1枚ごと	2ヶ月以内	200円
は り 紙	100枚ごと(端数切り上げ)		400円
は り 札	1枚ごと		80円
広告幕(網)	1枚ごと		300円
アドバルーン	1個ごと		600円
電柱・街路柱などを利用する広告	1個につき	1年	300円
その他の広告	1個ごと	1年	300円

※上記以外の広告の許可期間と手数料については、担当へご相談下さい。

そ の 他

1. 広告の掲出は、屋外広告業登録業者に依頼してください

2. 屋外広告を掲出している時に守ること

- ・掲出している広告は常に良好な状態に保たなければいけません。
- ・許可が取り消されたとき、または必要がなくなったときは速やかに広告を除却してください。

3. 違反すると

- ・違反広告については除却命令などの措置がとられることがあります。
- ・屋外広告物条例に違反した場合には、罰金に処せられることがあります。



お問い合わせ・申請窓口

屋外広告に関する
各種申請・届出

各務原市 建築指導課

〒504-8555
各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL: 058-383-1111 (代)

ホームページにも広告についての情報を載せています

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>